

病院事業の管理者が保有する公文書の開示等に関する規程

平成24年3月30日
病院事業管理規程第7号

つがる西北五広域連合情報公開条例(平成18年つがる西北五広域連合条例第4号)の規定に基づく病院事業の管理者が保有する公文書の開示等については、広域連合長が保有する公文書の開示等に関する規則(平成24年つがる西北五広域連合規則第2号)の例による。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。